

受益者連続信託における資産税課税の検討

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に

橋 本 康 平

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

はじめに

第1章 民法における「後継ぎ遺贈」と課税関係

第1節 民法における「後継ぎ遺贈」の法的効力

第2節 「後継ぎ遺贈」の課税関係

第2章 旧信託法下における受益者連続型信託と旧信託税制

第1節 旧信託法下における後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法的効力

第2節 信託税制の沿革

第3節 旧信託税制下における後継ぎ遺贈型受益者連続信託の課税関係

第3章 新信託法と平成19年度改正信託税制

第1節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の明文化

第2節 平成19年度改正相続税法における信託税制

第3節 受益者連続型信託の特例（相続税法9条の3）

第4章 後継ぎ遺贈型受益者連続信託課税の検討

第1節 現行信託税制の問題点を指摘する諸学説

第2節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の活用事例

第3節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託課税の解釈論的検討

第4節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法的趣旨を活かした信託税制

おわりに

はじめに

平成18年12月8日に新信託法が成立した。とりわけ、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」は、「共同均分相続とは異なる財産承継」¹⁾を可能にするスキームとして、従来から強いニーズがあり、新信託法91条で明文化されたことが注目される。少子高齢化が進む昨今、残された配偶者その他親族の

生活保障や、個人事業主・中小企業を中心とした非上場企業の事業承継の手段として、大いにその活用が期待される場所である。しかし、平成19年度改正相続税法によって定められた新しい信託税制が、その活用の大きな障害となっている可能性がある。実務においても、社団法人信託協会の「税制改正に関する要望」では、平成20年度から同23年度に至るまで一貫して、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すことを求めている²⁾。本稿は、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」制度が実務上、活発に利用されることを目的に、相続税法の観点から現行制度を批判し、検討するものである。

ただし、実体私法と深く関わりを持つ本テーマにおいては、信託法及びその前提となる民法の再検討が不可欠であると考えられる。民法上の「後継ぎ遺贈」によれば、上記の「共同均分相続とは異なる財産承継」が可能であると考えられるが、従来からその有効性について激しい論争が行われおり、現在に至っても実務での利用に馴染んでいないとは言えない。そのような中、信託スキームを用いた「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」によって、「後継ぎ遺贈」と類似の目的、経済的效果を実現することができないかということが併せて議論されていたのである。

そこで、本稿では、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心にその資産税課税上の問題について論じたいと思う。まず第1章では、民法における「後継ぎ遺贈」の有効性及び法的効果に関する学説・判例の変遷を概観した後、当該「後継ぎ遺贈」が有効であるとした場合の当事者の課税関係について述べる。第2章では、旧信託法下における、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の法的効果について代表的な学説を紹介する。そして、旧相続税法における信託に関する規定の問題点や不十分さを批判的に検討するとともに、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」が認められたとする場合の旧相続税法下における課税関係について私見を主張する。第3章では、新信託法91条及び平成19年度改正信託税制の関係諸規定を紹介し、とくに相続税法9条の3について詳しく述べる。第4章では、「後継ぎ遺贈型受益者連

続信託」に関する現行課税制度の問題点を指摘し、具体的な事例を用いて一般的な実務の考え方に従った、課税関係を説明する。そして、私見に基づき現行信託法及び信託税制の解釈のあり方を示し、それを当該事例に当てはめることで、問題解決の方向性を提示したい。また、解釈論での限界をふまえ、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の法的趣旨を活かしたあるべき信託税制について、世代跳躍移転との比較によって自分なりに若干の提言を行いたいと思う。

第1章 民法における「後継ぎ遺贈」と課税関係

第1節 民法における「後継ぎ遺贈」の法的効力

(1) 後継ぎ遺贈に対する学説

いわゆる「後継ぎ遺贈」に法的効力が認められるか、認められる場合にはいかなる法的構成となるのかという論点については、戦前から現在に至るまで激しい論争が行われてきた。すなわち、第二次受遺者への利益享受については遺言者の単なる希望にすぎず、法的効力は生じない（第一次受遺者への単純遺贈）と否定的に解する見解（以下、「無効説」という。）と、そこに何らかの法的拘束力を認め、有効と解する見解（以下、「有効説」という。）が対立している³⁾。古くはともかく、近時は無効説が通説であるとされる⁴⁾。また、そもそも「後継ぎ遺贈」の定義をめぐっても、後述のように必ずしも学説の一致を見ないのであるが、ここでは「ある者（第一次受遺者）の受ける財産上の利益を、ある時点以降は他の者（第二次受遺者）が享受すべき旨を定めた遺贈」⁵⁾と定義しておく。

無効説の主な論拠としては、第一次受遺者死亡前に、受遺財産が処分された場合や、第一次受遺者の債権者が当該財産を差し押さえた場合の法律関係が不明確になる、第一次受遺者と第二次受遺者の間で、受遺財産の所有権の帰属が不明確である（第一次受遺者に処分権があるのかという問題を内包）、存続期間のある、限定された所有権を認めることは、

物権法定主義に反する，遺留分の法律関係が不明確である，長期間にわたって，第一次受遺者の受遺財産処分を制約することで，当該財産の流通が阻害されることとなる等があげられる。無効説の論拠は，法律関係の不明確，不安定，複雑化の懸念（すなわち，有効説に対する懸念の提起）が中心となっているようである⁶⁾。

一方，近時の有効説は，遺言に条件・期限を付けることができる（民法985条2項参照）のであるから，「後継ぎ遺贈」は条件・期限付遺贈の一種として有効である，あるいは法律関係の不明確さや，明文規定がないからといって無効とするのは短絡的すぎる，といったものである。米倉明教授はその論文の中で，14にもわたる後継ぎ遺贈無効説の論拠を吟味し，それに反論した上で，「後継ぎ遺贈」に肯定的な立場をとっている⁷⁾。当該米倉論文以降，学説の多くは，米倉論文の思考枠組みに沿った論旨展開をするようになっている⁸⁾。

後継ぎ遺贈のニーズについては，「一般的には，個人企業経営，農業経営における有能な後継者の確保，生存配偶者の生活保障等の必要から共同均分相続とは異なる財産承継，たとえば後継ぎ遺贈型財産承継のニーズはかなり高いのではなかろうか⁹⁾」とされている。

(2) 最高裁昭和58年3月8日判決¹⁰⁾

本件事案は，A作成の自筆証書遺言（「甲不動産は妻Yに遺贈す，Yの死後はXら（遺言者の兄弟・甥ら）で権利分割所有す」という内容の遺言）の効力が争われた，「後継ぎ遺贈」に関する最高裁の先例（以下，「本判決」という。）である。原審¹¹⁾では，本件遺贈の法的性質について，Yに対する第一次遺贈は有効であるが，Xらに対する第二次遺贈は法的効力を認めることはできず，Aの希望条項にすぎないと判示した。しかし最高裁は，本件遺贈につき，第二次遺贈の条項はAの単なる希望を述べたにすぎないと解する以外に，複数の解釈の余地もあるとして，原判決を破棄し，原審に差し戻した。すなわち，最高裁によれば以下の4つのような法

律構成が考えられるという¹²⁾。

Yに対する単純遺贈であって、第二次遺贈の条項は、遺言者の単なる希望にすぎない(=第一次受遺者に対する単純遺贈)。

Yに対する遺贈は、YからXらに本件不動産の所有権を移転すべき債務をYに負担させた負担付遺贈である(=第一次受遺者に対する負担付遺贈)。

Y死亡時に本件不動産の所有権がYに存するときには、その時点において所有権がXらに移転するとの趣旨の遺贈である(=第二次受遺者に対する停止条件付遺贈)。

Yは本件不動産の処分を禁止され、実質上は使用収益権を付与されたにすぎず、Xらに対するYの死亡を不確定期限とする遺贈である(=第二次受遺者に対する不確定期限付き遺贈)。

その他、本判決上告理由において、Xに本件不動産を与えるがYが死亡するまではYにその使用借権を与えよという、Xに対する負担付遺贈と解する旨の類型も見られる¹³⁾。

本判決では、「遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探求すべきものである」とした上で、遺言者Aの遺贈の法律構成に関する真意として、上記で示したような4つの解釈・認定の可能性があると述べている。しかし、この遺言解釈において、どのような観点に立って遺言書の記載あるいは遺言書以外の資料(遺言書作成当時の事情・遺言者の置かれていた状況)から、遺言者の真意が、いずれの法律構成にあったかを割り出せばよいのか、判旨は何も示していない¹⁴⁾。また、原審では本件遺贈がいわゆる「後継ぎ遺贈」であると明言した上で、その効力を否定しているのに対し、本判決では「後継ぎ遺贈」であるか否かの明言も避けているようである¹⁵⁾。

(3) 「後継ぎ遺贈」の定義・法律構成に関する留意点

このような学説及び判例の中であって、「民法には何ら規定のない後継

ぎ遺贈の定義そのものから洗い直さなければならないように思われる¹⁶⁾と主張する文献も見受けられるように、「後継ぎ遺贈」の定義及び法律構成がはっきりしていないことには留意が必要であろう。例えば、昭和58年判決が示した ~ を「後継ぎ遺贈」とするのか、あるいは、遺贈財産がAからYに、次いでYの死亡時にYからXにというように流れるもの（いわゆる、「継伝処分型」）のことを指すのか、あるいはそれ以外なのか、といったものである。

この点、米倉教授は、「後継ぎ遺贈」とは、上記判例の事案における「第二次遺贈」のことを指し、「後継ぎ遺贈」（第二次遺贈）はYの死亡を不確定期限としてなされる、AからXに対する遺贈（不確定期限付遺贈）であって、遺贈財産がAからYに、次いでYの死亡時にYからXにというように流れるもの（継伝処分型）ではないとする。そしてその法律構成は、

AからYへの第一次遺贈はYの死亡を終期とする遺贈、Yの死亡時にXが存在しているならば、第一次遺贈は将来に向かって失効し（不遡及）、それと同時に、YからではなくAからXに遺贈される¹⁷⁾。

確かに、何を指して有効・無効と論じているのかがはっきりしなければ、議論もかみあわない。しかし、遺贈（遺言）の解釈は常に遺言者の真意探求にあるのであるから¹⁸⁾、個々の遺言ごとに応じて遺言者の意思を解釈していく必要があると思われる。また、上記の判例のような4つの解釈可能性があるとすることは、「遺言者の意図が、妻の扶養目的・未成年の子の保護目的・家産維持目的（家業維持目的・事業承継目的）等に多様化し、かつ、それらが複合的に目的とされている今日においては、遺言者の意図した法律構成もまた、これらの目的の多様性・複合性に対応して、複数のものがあり得ると考えるのが自然である¹⁹⁾」ではなからうか。

本稿では、このような議論があることをふまえた上で、「後継ぎ遺贈」を広く「ある者（第一次受遺者）の受ける財産上の利益を、ある時点以降は他の者（第二次受遺者）が享受すべき旨を定めた遺贈」と定義し、次章以下においては、広く包摂した信託による後継ぎ遺贈のことを「後継ぎ遺

贈型受益者連続信託」と呼ぶこととする。

ところで、租税法の視点に立てば、仮に、「後継ぎ遺贈」が有効であるとしても、その課税関係に明文規定はなく、また、解釈上決定するにしても、実体法上の法律構成によって当事者の税負担が変わりうる。そこで次節では、「後継ぎ遺贈」を民法上有効とした場合の課税関係について検討する。

第2節 「後継ぎ遺贈」の課税関係

本節では、先行研究²⁰⁾を参照しつつ、前節の最高裁昭和58年3月8日判決における ~ の法律構成を基礎とした場合の課税関係をそれぞれ検討する。なお、ここでは同判決の当事者関係を簡略化し、遺言者をA、第一次受遺者を妻Y、第二次受遺者を弟Xと表記する。

(1) 後継ぎ遺贈の課税関係

第一次受遺者に対する単純遺贈と構成した場合

AからYへの遺贈としてA死亡時にYに相続税が課される。その後、YからXへ遺贈財産が移転した場合には、その移転原因によって、Xに相続税又は贈与税が課される。

第一次受遺者に対する負担付遺贈と構成した場合²¹⁾

Yは自己の死亡を条件あるいは期限としてXへ遺贈財産の所有権移転手続きを行う義務を負うこととなる。まず、Aの死亡時にYは相続税を負担することになるが、その計算においては、負担がないものとした場合における遺贈財産の価額から、負担額を控除するものとされている(相基通11の2-7)。他方、XはAから当該負担額を遺贈により取得したものとして、A死亡時に課税される(相基通9-11)²²⁾。この場合、負担額をどのように評価するかは、難しい問題となろう。

第二次受遺者に対する停止条件付遺贈と構成した場合

Yの死亡という停止条件が成就するまでは、遺贈の効力は生じないので

（民法985条2項），Yの死亡時にAからXへの遺贈として相続税が課されることとなる（相基通1の3・1の4共-9）。そうすると，Y死亡までは未分割財産として取扱い，A死亡時点で，Aの相続人たるYが当該財産を遺贈により取得したのものとして，相続税を負担することとなる（相基通11の2-8）。そして，Y死亡時にXが相続税を納付すると同時に，Y（実際にはYの相続人）は更正の請求（相続税法32条6項，相続税法施行令8条2項3号）により納付済みの相続税の還付がなされることになる。ただし，財産の評価時期はYについてもXについても，Aの死亡時であるため（相基通27-4注），Yについては，Xへの遺贈の条件が成就するまでに受ける不動産の使用収益に対する課税がなされないこととなる不合理が生ずる。

第二次受遺者に対する不確定期限付遺贈と構成した場合

始期付遺贈（本件では不確定開始期限付遺贈）の相続税の課税関係について，相続税法等は何らの定めも置いていない。したがって，実体私法上の法律効果から課税関係を決定する必要がある。始期付遺贈には，履行期限でなされたものと停止期限でなされたものがあるが，一般的には，それは履行期限でなされたものと解すべきである（民法135条1項²³）ところ，始期が履行のみを制限しているのであるから，遺贈の法律効果自体は生じていることになる。したがって，XはAの死亡時に遺贈によって所有権を取得することとなり，Xに相続税が課されることになろう²⁴。他方，Yは本件不動産の使用収益権を遺贈により取得するため，Xの相続税の計算においては，当該使用収益権の評価額を控除する。もっとも，使用収益権は課税実務上，0と評価されており（昭和48年11月1日付直資2-189「使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達参照），この取り扱いが問題となる。

（2）小 括

当該4つの法律構成によった場合の課税関係を整理すると，第二次受遺者に対する停止条件付遺贈及び不確定期限付遺贈の場合には，第二次受遺

者への権利移転が担保されるが、受遺者が弟であることから相続税額の2割加算(相続税法18条参照)によって税負担が重くなってしまふ。また、松崎為久税理士は、第二次受遺者への停止条件付遺贈では「配偶者が実質的に財産を保有していないにもかかわらず、未分割財産として配偶者控除の適用も受けられずに多額の相続税負担を強いられることは問題と思われる。結果的に還付が可能としても、配偶者にとっては生きている間に還付されることはないため、実質的に負担だけを強いて、生活保障どころではなくなってしまう現実が発生する²⁵⁾」と述べる。「後継ぎ遺贈」の活用における課税実務上の弊害に言及する点で、非常に重要な指摘であろう。

このように「後継ぎ遺贈」が法律上、有効に成立するとしても、課税関係に不明確な部分が多い上、生存配偶者の生活保障を一つの目的とする「後継ぎ遺贈」を活用することが、実務上不可能であれば意味がない。実体私法と租税法の両側から検討しなければならない問題の典型例であると言えよう。

(3) 世代跳躍移転(ジェネレーション・スキッピング)の問題

租税法において後継ぎ遺贈が活発に議論される理由の一つとして、世代跳躍移転による相続税回避の問題もある。世代跳躍移転とは、例えば、相続によって親から子へ、子から孫へと順次相続が繰り返されることに対して、親から世代を飛び越して直接孫へ財産を取得させることを言う。順次に相続が繰り返される場合には、2回の相続税が課されるのに対して、世代跳躍移転によれば1回の相続税負担によって、孫への財産移転が可能となる。(1)で述べた後継ぎ遺贈の課税関係によっても、負担付遺贈や停止条件付遺贈と構成する場合には、これが実現可能となる。わが国の相続税法には、相続又は遺贈によって財産を取得したのが配偶者及び一親等の血族以外の者であれば、相続税額が2割加算される制度がある(相続税法18条)²⁶⁾が、米国の世代跳躍移転税(Generation-Skipping Transfer Tax)²⁷⁾のような規定はない。

この点、占部裕典教授は「遺言により条件付遺贈又は負担付贈与が行われた場合には1回の相続税のみが課されることになる。これは単純遺贈からみれば確かに租税回避といえなくもなかろうが、遺贈により孫に直接相続財産を移転させることは民法も認めているところであり、このような法律行為により1回の相続をスキップさせることは何ら問題が存しないところであり、租税回避とはいえないであろう。」²⁸⁾と述べている。

第2章 旧信託法下における受益者連続型信託と旧信託税制

第1節 旧信託法下における後継ぎ遺贈型 受益者連続信託の法的効力

一般に、信託行為の定めにより受益権を複数の者に連続して帰属させる信託（例えば、一定期間ごとに受益者が変更する信託）が有効であることについては従来から異論がない²⁹⁾。したがって、ここでは受益者連続信託の一類型としての後継ぎ遺贈型について、第二次受益者以降の受益権の取得が、先順位受益者の死亡を基因として発生することが問題であることを念押ししておく。すなわち、前章で述べた「後継ぎ遺贈」に法的効力が認められるのかという議論から派生し、「後継ぎ遺贈」と目的及び経済的効果が類似する「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を認めてもよいのかという点についても議論があったというわけである。

この点、「後継ぎ遺贈」が民法上無効であることを前提にし（あるいはその問題を棚上げし）、信託を用いて「後継ぎ遺贈」を實質上実現することは、信託法上有効であるとの見解で、信託法学説及び民法学説はほぼ一致している³⁰⁾。例えば、新井誠教授は「『同じく財産承継を規律する民法と信託法ではあっても、両法にはそれぞれ独自の役割分担が認められるべきである』との立場に基づいて、後継ぎ遺贈は、民法ではなく、信託法によって規律されるべきであると主張したい。……信託法独自の機能である受益者連続機能を活用することを通じて、民法上では困難な後継ぎ遺贈型

の財産承継も信託法に依拠して実現することができると思われる。」³¹⁾と述べている。

米倉教授³²⁾は、このような既存学説の論じ方に対して、「信託を用いることにより後継ぎ遺贈が実質上実現されることになると説くけれども、仮に信託を用いたその法律行為(信託行為)が信託法上有効視できるとしても、民法との関係においてまでも、そのことは維持できるのかどうかについての吟味³³⁾が必要であると批判する。その上で、第二次受益者が第一次受益者の本来の相続人でない場合(以下、「一般ケース」という。)と第二次受益者が第一次受益者の本来の相続人である場合(以下、「特殊ケース」という。)に分けて検討している。

まず生前信託を用いた場合、「一般ケース」においては、民法上も信託法上も有効であれば、最終的帰結も有効となるが、「特殊ケース」においては、「生前信託により受益者連続をすることは、あたかも相続分指定(民法902条)、遺産分割方法指定(民法908条)をするに等しいと解される場合があり得る。そういう場合には、これらの指定は本来なら遺言ですべきなのに、それを回避したもの³⁴⁾であるから、最終的帰結として、無効であるとする。ちなみに、遺言信託を用いた場合の最終的帰結については、「一般ケース」について結論は変わらないが、「特殊ケース」については、最終的帰結が有効に変わるることとなる。

第2節 信託税制の沿革

(1) 信託設定(行為)時課税と現実受益時課税³⁵⁾

相続税法に信託に関する規定が最初に設けられたのは、大正11年であり、同じ年に信託法が制定されたことに対応するものであった。この当時の課税方法では、原則として委託者が他人に信託受益権を与えたときは、当該信託行為があった時に、信託受益権の贈与又は遺贈があったものとみなして相続税が課税された。

昭和13年改正において、信託設定(行為)時課税から現実受益時課税へ

と大きく舵をきった。すなわち、受益者が受益権にかかる利益を「現実に」取得した時に贈与があったものとして課税すると改められた。これにより、信託設定（行為）時と課税時期との間に時間的なズレが存在することになる。

昭和22年に、新民法の施行に伴い相続税法の全文が改正され、従来のように贈与があった場合に、相続が開始したものとみなして課税するのを改め、相続税の補完税として、贈与者課税方式による贈与税の制度が導入された。ただし、贈与税の課税においては、受贈者ではなく、贈与者に納税義務が課されることとなった³⁶⁾。この改正において信託課税は、現実受益時課税から信託設定（行為）時課税に戻っている。これは、贈与者が納税義務者であり、現実の受益を待たなくても、信託行為時に直ちに課税すればよいとの考えがあったためである³⁷⁾。なお、委託者が受益者である信託（自益信託）を、委託者以外の者が受益者である信託（他益信託）に変更した場合には、当該変更時に贈与があったものとみなして、贈与者たる委託者に贈与税が課されることとなった。

昭和25年、シャウブ勧告を受けて相続税法の全文が改正されたが、信託課税の基本的構造は変わらなかった。つまり、昭和25年に設けられた旧相続税法4条では、信託設定（行為）時課税が維持され、信託のあった時に贈与税又は相続税が課税される。ただし、従来における課税時期の例外は、自益信託から他益信託に変更された場合だけであったが、この改正により、「信託行為の時には受益者が未だ確定し又は存在していない信託として3つの場合（受益者の受益を受ける意思表示を必要とした信託、受益者が不存在である信託、停止条件附で受益権を有せしめた信託）」が加えられ、当該受益者に対するその課税時期も定められた。

なお、昭和28年には受贈者を納税義務者とする贈与税制度に改正されているが、信託設定（行為）時課税は変更されていない。昭和22年改正で、再び信託設定（行為）時課税を採用した際の根拠は、破綻したと言える。にもかかわらず、信託設定（行為）時課税を踏襲したことについて、「現

実受益時課税の検討は忘れられてしまったのだろうか³⁸⁾との指摘もある。

ところで、昭和28年改正で注目すべき点は、「停止条件付信託で条件が成就した場合のうち、その条件が委託者の死亡であるときは、贈与でなく遺贈により取得したものとみなす」としていることである。民法において死亡は「不確定期限」と解されているのに対し、相続税法において委託者の死亡を「条件」としていることに特徴がある。

その後、文言の改正等があったものの、平成19年改正に至るまで旧相続税法4条(以下、本稿では断りのない限り、平成15年3月法律第8号相続税法4条を「旧相続税法4条」という。)が維持され、信託に関する規定も同条のみであった。

小括すると、旧相続税法4条1項によって原則として信託設定(行為)時に委託者からの贈与又は遺贈があったものとみなして課税される。これは、信託元本の受益者のように、信託設定時に直ちに現実の受益をもたらさない場合でも同様となる³⁹⁾。ただし、同条2項で課税時期の例外が規定されている。したがって「受益者(残余財産受益者を含むと解される)が存在・特定した時点で、委託者からその者に対する信託受益権の移転を認識し、贈与・相続課税をする⁴⁰⁾」ということになる。

(2) 平成19年度改正前信託税制の問題点

信託受益権の評価

信託設定(行為)時課税を採用すると、設定時に信託受益権の適正な評価が可能なのかという問題が浮上する。とりわけ、信託の内容に委託者が受益者や給付内容を変更する権利を留保する旨の定めのある、いわゆる「撤回可能信託」の場合にそれは顕著となる。旧信託法下においては、受益者の利益の享受に関する旧信託法7条ただし書における信託行為の別段の定め例として、「委託者等が受益者を指定・変更する権利を有する旨の定め」が考えられていた⁴¹⁾。このことは、受益内容が将来的に変更されるような不安定な受益権を、信託設定(行為)時に適正に評価することの

困難性を示している⁴²⁾。

撤回不可能の信託であっても、収益受益権と元本受益権が分離されてそれぞれ異なる受益者が有するタイプの信託（以下、「受益権が複層化された信託」という。）の評価も困難である。現行の評価実務としては、財産評価基本通達 202 がある⁴³⁾。しかし、例えば土地を信託財産とし、賃料収入を収益受益権とした場合、将来に渡って安定的に賃料収入を確保できることを前提に、収益受益権の評価を行ってもよいのか。また、課税時期の信託財産の価額から当該収益受益権の価額を控除した価額を、将来の残余財産となる土地の価額（元本受益権の価額）としてもよいのかといった懸念が生じる⁴⁴⁾。

この点、現実受益時課税によれば、そのような懸念は解消されるようにも考えられる。しかし、佐藤英明教授は、信託設定（行為）時課税は、現実受益時課税に比べ、「課税の公平という観点から見て優れている。個々の現実的受益に着目すると元本にあたる受益権に着目する場合に比べて受益額が分割され、累進度の厳しい相続税・贈与税においては租税の総負担額が大きく変動するからである（さらに基礎控除の重複利用の可能性の点も問題となる）」⁴⁵⁾と信託設定（行為）時課税の利点を述べる。非常に重要な指摘ではあるが、同教授も認めるとおり、信託設定時に適切な評価が可能でなければならないであろう⁴⁶⁾。

他益信託から他益信託への変更

信託行為によって受益者の変更が可能で、いわゆる撤回可能信託である場合に、他益信託における受益者を、他の委託者でない受益者に変更した時の課税関係が不明確である。旧相続税法 4 条 2 項 1 号は、自益信託を他益信託に変更した場合の規定であり、変更がなされたときに信託受益権の贈与があったものとして贈与税を課すというものであるから、同項 1 号が適用されるとは考えられない⁴⁷⁾。また、占部裕典教授は、立法経緯から旧相続税法 4 条 2 項を検討し、「自益信託から他益信託への転換にかかる規定である（すなわち、信託行為の後に委託者が受益者を変更する場合に係

る規定である)と解することができる⁴⁸⁾と述べている。したがって、受益者の連続性が認められるとしても、課税関係をいかに処理するかが問題となるわけである。この点については次節で検討する。

第3節 旧信託税制下における後継ぎ遺贈型 受益者連続信託の課税関係⁴⁹⁾

本節では、民法上あるいは信託法上、後継ぎ遺贈型受益者連続信託が認められることを前提に議論されていた、相続税課税について検討する。ここでは、前章で用いた最高裁判決の事例(遺言者をA、第一次受遺者を妻Y、第二次受遺者を弟Xとする)と類似の効果を信託によって実現した場合を考える。すなわち、委託者Aが受託者との間で、自己が所有する不動産を信託財産とする信託契約を締結する。その内容について、当該不動産から得られる収益についてAの生存中はAを受益者(第一次受益者)、A死亡後はYを受益者(第二次受益者)とし、Y死亡後に信託は終了するものとし、残余財産受益者(第三次受益者)をXとすると定めた。なお、本件信託は、いわゆる「遺言代用信託」(第4章第2節(1)参照)であり、旧信託法においては規定が存在しなかったが、米倉論文⁵⁰⁾ではこのような信託を事例で用いており、本信託は米倉教授が言うところの生前信託の「一般ケース」に該当するため、有効と解すこととする。

(1) 問題の所在

まず、Yの課税関係については、旧相続税法4条2項1号の「委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと」、あるいは同4号の「停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと」に該当することから、当該事由が生じた時、すなわち委託者Aの死亡時にYに対して相続税が課税される。なお、1号を適用するとした場合でも遺言代用信託は「死因贈与と類似する機能を有する」⁵¹⁾ものとされており、贈与税ではなく相続税が課されることに

なると解される（相続税法1条の3第1号参照）。

一方、Xについては「他益信託から他益信託」であることから課税関係が非常に複雑となる。上記のとおり、旧相続税法4条2項1号は、自益信託から他益信託にかかる規定であるから、Xについては適用されない。旧相続税法4条2項4号については、同条2項本文かっこ書で、「条件が委託者の死亡である場合には、遺贈」により取得したものとみなされるとしており、XはYの死亡を「条件」として信託の利益を受けるとし、Yの死亡時に委託者から遺贈されたものとして相続税が課税されるのではとも考えられる。しかし、同かっこ書は「委託者の死亡」としており、本件でYは委託者でない受益者であるところ、「受益者の死亡」が条件の場合に同条2項4号及び本文かっこ書は適用されないとも考えられるのである。ゆえに、委託者以外の死亡が同4号及び本文かっこ書の「条件」に該当しないのであれば、どのようにして課税関係が決定されるのであろうかという疑問が生じるのである。

(2) Yの死亡は条件か期限か

上記のとおり、委託者以外の受益者の死亡にかかる課税関係、本事例ではXの課税関係が不明確なのである。まず、「委託者の死亡を条件と解しているのだから、当然に委託者以外の受益者の死亡も条件である（以下、「停止条件説」とする。）」とした上で、旧相続税法4条2項4号に該当する（ただし、本文かっこ書には該当しない）という考え方があり得る。その場合は、A死亡時に第二次受益者Yに対して遺贈があったものと、Y死亡時に第三次受益者Xに対して贈与があったものとそれぞれみなして課税するのであろうか。

では民法の原則に立ち返り、Yの死亡を不確定期限とする（以下、「不確定期限説」とする。）とどうであろうか。ここでは、この不確定期限を旧相続税法4条1項の適用と考えるか、同法4条2項の適用と考えるかという新たな問題が別に生じる⁵²⁾。

まず、不確定期限説のうち、4条1項が適用されると解する見解は、不確定期限は始期が履行を制限しているだけである(第1章第2節¹⁾を参照)から、受益権は当初から効力が生じていることを前提とし、本件におけるXは信託設定(行為)時において他益信託の受益者であるとする⁵³⁾。したがって、第二次受益者Yには、委託者Aの死亡時に停止条件が成就して相続税が課されるのに対して、第三次受益者Xには、信託設定(行為)時に贈与があったものとみなされて、贈与税が課されるという不自然な結果を招来してしまうように思う。

他方で、不確定期限説のうち、4条2項が適用されると解する見解は、第二次受益者Yには、委託者A死亡時に停止条件が成就して相続税が課され、第三次受益者Xには、同じく4条2項4号を適用し、委託者A死亡という停止条件成就時に、Y死亡という不確定期限付の残余財産受益権を遺贈により取得したものとみなして相続税が課される⁵⁴⁾。本件信託は、委託者A死亡までは原則として撤回可能信託であり、Aの死亡までは未だ確定的に受益権を取得したとは言えないため、撤回が不可能になるA死亡時を課税時期とするという考え方であろう。

(3) 小括と私見

まず、委託者以外の者の死亡を「条件」として旧相続税法4条2項4号を適用するという見解についてであるが、そもそも民法では一般的に、人の死亡は必ず到来するものであり不確定期限と解されているのであるから、旧相続税法4条2項は委託者の死亡を特別に条件としていると解するのが自然であろう⁵⁵⁾。したがって、委託者以外の者の死亡を条件として4条2項4号は適用すべきではない。

この点、占部教授は本件でいうXの課税関係について、委託者の死亡が「条件」であり、委託者以外の死亡が「期限」とであると解釈することについても無理があるが、委託者以外の死亡が4条2項4号に該当することも上記の理由から考えにくい。したがって、委託者以外の者の死亡を「条

件」とする者に対する課税は、旧相続税法4条2項3号を適用して、Y死亡時に課税するのが最も妥当な解釈であるとする⁵⁶⁾。

私見は、租税法上、ある特定の税法の解釈や適用に疑義がある場合、あくまで実体私法上の法律関係に即して課税を決定すべきである⁵⁷⁾と考えるところ、まず委託者以外の死亡は「不確定期限」であり、本件Xは委託者A死亡を停止条件として、Y死亡を不確定期限とする残余財産受益権を取得するものと解している。Xは委託者Aから信託受益権を取得するのであるが、A死亡前は当該信託の撤回が可能なのであり、その意味で撤回されずにAが死亡することが「条件」となるのであるから、A死亡後に「残余財産受益者としての権利を確定的に取得する」⁵⁸⁾のである。しかし、そこには委託者以外のY死亡という「不確定期限」が付されている。したがって、不確定期限説のうち4条2項4号によって課税関係を決定すべきと考える。なお、平成18年の新信託法成立によって、後継ぎ遺贈型受益者連続信託が明文で規定されることとなったが、当該信託が「遺留分制度を潜脱することができないことは、立法段階から異論のない」⁵⁹⁾ところであり、遺留分の算定についても、このような考え方が用いられているとされる。このことは、先に主張した、実体私法上の法律効果が件のとおりであるということの裏付けとなる（詳細は第4章第3節参照）。私見は、平成19年度改正相続税法においてもこのような考え方に依拠すべきであったと考えている。

以上のように、本事例だけでも複数の見解が考えられるのに、多種多様な利用形態が想定される信託に関する相続税・贈与税の課税関係を、旧相続税法4条のみによって規律することは、非常に困難であったと言えよう。

第3章 新信託法と平成19年度改正信託税制

第1節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の明文化

平成18年の新信託法の成立には、現実の社会において信託制度に対する

需要が高まっているということが背景にあった。具体的には、企業が多様な手段で資金を調達するために信託を活用したい、あるいは高齢化社会を迎え、高齢者が自分の財産を信託し、自分の老後や家族のために活用する、という2つの需要に応えることを念頭においている⁶⁰⁾。中でも、新たな信託類型として新信託法91条において明文化された、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」とは、「例えば、委託者Aが生前は自らが受益者となり、Aの死亡後は第一受益者Bを、Bの死亡後は第二受益者Cを受益者とする信託」⁶¹⁾のことをいい、後者の高齢化社会における財産の管理・活用手段として期待される。

同条では、「受益者の死亡を契機に、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者(受益者の相続人でなくてもよい)が新たに受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む)のある信託」の設定が法律上可能となった。この明文化は、法務省法制審議会信託法部会の審議を経て、実現することとなった⁶²⁾。その要旨は、「後継ぎ遺贈を民法上無効と考える見解の主要な論拠は、所有権は完全・包括的・恒久的な権利であるから、『受遺者の死亡時を終期とする期限付きの所有権』を創設することは民法上認められないという点にあるが、受益者連続の信託においては、対象となるのは所有権ではなく受益権であり、受益権に存続期間を定めることは法律上可能であるから、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は、法律上有効である」⁶³⁾というものである。

ただし、当該信託には存続期間の制限が定められており、信託の設定から30年を経過した時以後においては、先順位の受益者の死亡による後順位の受益者の受益権の取得は1回限りしか認められない。「例えば、第一次受益者A、第二次受益者B、第三次受益者Cが定められたとすると、(i) Aの死亡によるBの受益権取得がこの30年を経過時よりも前であれば、さらにBの死亡により(それが30年の経過時以後であっても)Cは受益権を取得することができるのに対し、(ii) Aの死亡によるBの受益権取得がすでにこの30年の経過時以後であれば、さらにBが死亡してもCは受益権を

取得することができないことになる」⁶⁴⁾。

さらに、後継ぎ遺贈型受益者連続信託においては、遺留分制度の潜脱は当然に認められず、遺留分減殺の対象とされる。法制審議会信託法部会第28回会議事録⁶⁵⁾によれば、その法律構成は、かかる信託がなされた場合において、委託者が死亡した時は、すべての連続受益者（第一受益者、第二受益者等）との関係で委託者が死亡した時点において、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定をなすことになるものと解されている⁶⁶⁾。

なお、後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、第一次以降の次順位の受益者が、先順位受益者から受益権を承継取得する、「継伝処分型」ではなく、先順位の受益権は当該受益者の死亡によって消滅し、委託者から新たな受益権を順次取得すると法律構成される⁶⁷⁾。

第2節 平成19年度改正相続税法における信託税制

新信託法の成立・施行に対応して、制定された平成19年度改正相続税法（以下、本稿では断りのない限り、現行相続税法を「相続税法」という。）では、旧相続税法4条を廃止し、新たに9条の2以下において信託に関する特例が設けられた⁶⁸⁾。本節では、その中で旧相続税法との関係で特に重要である点について概観していく。

(1) 信託設定（行為）時課税の踏襲

相続税法9条の2では、その1項において信託の効力が生じた時に、「適正な対価を負担せずに」⁶⁹⁾受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。）となる者については、委託者から贈与又は遺贈があったものとみなして課税することとしている。この意味で、改正法においても信託設定（行為）時課税が踏襲されている⁷⁰⁾。この点、受益権が複層化されたスキームでの受益権の評価が困難であり、適切な評価方法の確立が必要であること、あるいは現実受益時課税を採用すべきとの議

論は残りうる。この議論は、信託税制全般に影響を与える大問題であるため、信託設定(行為)時課税を踏襲したことに対する評価として、本稿ではとりあえず「課税の公平という観点から見て優れている」という言及にとどめておくこととする(本稿第2章第2節⁽²⁾を参照)。

(2) 「受益者としての権利を現に有する者」

相続税法には「受益者」の定義が定められていないことから、借用概念として「受益者」の定義は信託法によることとなろう。信託法における「受益者」とは受益権を有する者をいう(信託法2条6項)。「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって、信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他のものに対し一定の行為を求めることができる権利(以下、「受益債権確保権」⁷¹⁾)をいう(信託法2条7項)。

相続税法では、この受益者のうち「現に権利を有する者」であることが納税主体となるための要件である。相続税法基本通達9の2-1では、残余財産受益者は含まれるが、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者、信託法90条1項各号(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)に規定する委託者死亡前の受益者、同法182条1項2号に規定する帰属権利者は含まれないこととされている。もっとも残余財産受益者であっても、「信託が終了し、当該信託に係る残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうか分からないような受益債権しか有していない場合には、現に権利を有しているとはいえないことから、このような残余財産受益者については、その権利が確定するまでは受益者として権利を現に有する者に該当しないことは言うまでもない」⁷²⁾とされている。なお、不確定期限付き受益権を有する者については何ら規定されていない。

(3) 受益者間での権利の移転

相続税法9条の2第2, 3項で信託の期間中に受益者が増減する場合には受益者間で贈与又は遺贈があったものと、同4項で信託の終了時に残余財産の給付を受けるべき者（帰属すべき者を含む）はその信託の受益者等から贈与又は遺贈があったものとして課税するという、みなし規定が新たに導入された。例えば、相続税法基本通達9の2-3によれば、「信託の受益者等として受益者Aのみが存する信託について受益者Bが存することとなった場合（受益者Aが並存する場合を含む。）」には、AからBへの受益権の贈与又は遺贈があったものとみなされる（相続税法9条の2第2項）。

また、4項における課税対象者については、残余財産受益者等に限定されていないことを、相続税法基本通達9の2-5が留意的に明らかにしている。すなわち、「信託の終了により適正な対価を負担せずにその信託の残余財産の給付を受けるべき又は帰属すべき者となる者、例えば、受益権が複層化された信託（受益者連続型信託以外の信託に限る。）の元受益者が、信託の終了により元受益権相当部分以外の残余財産の給付を受けた場合には、同項の規定の適用があることになる。」⁷³⁾とする。課税時期は、新しい受益者が現に受益権を有することとなった時、あるいは信託の終了時になる。従来、常に委託者からの贈与又は遺贈と扱われていたことから大きな変更点である。

これらの規定創設の背景には、新信託法89条において受益者を変更する権利（以下「受益者変更権」という。）を留保する信託（いわゆる「撤回可能信託」）に関する規定が新設され、受益者変更時の課税上の取扱いについて再検討が必要となったことが考えられる。佐藤英明教授は、従来の信託設定（行為）時課税における、いかなる受益者でも原則として信託設定時にすべて委託者から受益権を取得するという課税方法について、「信託期間中の受益者の変更への対応が難しかったと思います。」⁷⁴⁾と述べる。

つまり、従前から指摘されていた信託設定（行為）時課税における信託受益権の評価等の問題（第2章第2節(2) 参照）が、受益者変更権規定の

新設によってより顕著になるであろうことから、「設定時課税を貫徹する場合に必要な遡及的な修正」⁷⁵⁾を不要とする現規定が導入されたと解される。また、旧相続税法4条だけでは不十分であった「他益信託から他益信託」に変更した場合の規定を整備したとも言えよう。

(4) 信託に対する権利と信託財産との関係

(3)のような、受益者間での贈与又は遺贈とみなした課税が可能となるのは、相続税法9条の2第6項により、信託財産に属する資産及び負債はその信託の受益者等が自ら有するものとみなし、相続税法施行令1条の12第3項により、(i) 受益者等が1である場合には、その信託に関する権利の全部をその受益者等有し、(ii) 受益者等が複数の場合には、その信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとしているからである。これにより課税対象外となるすき間を作れないこととなる⁷⁶⁾。つまり、信託に関する権利はすべていずれかの受益者等に帰属することになることから、受益者が変わる度に受益者間での贈与(又は遺贈)として課税関係が生じるのである。裏を返せば、仮に委託者が受益者等になっていない場合には、その信託財産を完全に手放してしまったことと同じになる⁷⁷⁾。

第3節 受益者連続型信託の特例(相続税法9条の3)

(1) 相続税法9条の3の概要

信託法91条において、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」が明文化されたことに対応して、相続税法9条の3においても受益者連続型信託の特例規定が定められた⁷⁸⁾。受益者連続型信託も基本的には相続税法9条の2の規定を適用することになる⁷⁹⁾。第一次受益者は委託者から贈与又は遺贈により受益権を取得したものとみなされ、第二受益者以降は、その直前の受益者から贈与又は遺贈により受益権を取得したものとみなされる。しかし、受益者連続型信託に関する権利(異なる受益者が性質の異なる受益者連続

型信託に関する権利をそれぞれ有している場合で、かつ、その権利の一方に収益に関する権利が含まれている場合には、収益に関する権利が含まれているものに限られる)で、当該信託の利益を受ける期間の制限その他、権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は付されていないものとみなして、権利の価額を計算することとなる。例えば、受益者連続型信託の受益権が、信託の収益に関して受益する収益受益権と信託財産そのものを受益する元本受益権の2種類であった場合、この受益者連続型信託の課税に当たっては、収益受益権の価値は信託財産そのものの価値と等しいものとして計算され、元本受益権の価値は、この時点では0とすると説明されている⁸⁰⁾。

ところで、これまで、元本受益権、収益受益権という言葉を当たり前のように使ってきたが、両者の取扱いについて、わが国では受益権を複層的に分ける信託が使われることが多くなかったこともあって、その定義が不十分であることを付言しておく⁸¹⁾。この点については、新信託法においても定義規定が置かれておらず、議論の蓄積が待たれるところではあるが、本稿では便宜、元本受益者については残余財産受益者（信託法182条1項1号）のことを指すものとする。

さて、相続税法9条の3の適用場面であるが、同条では「信託受益権をAの生存中は、Aに与え、Aの死亡時には次にBに収益受益権を与え、Bの死後は元本をCに与える」といった受益者連続型信託が想定されている⁸²⁾。ここで、Aは信託受益権を自由に処分することはできず、自分の死亡後はBに引き継がれるという制約がある。また、BはAの死亡という不確定期限が到来するまでは受益権を取得できず、取得後もそれを自由に処分することができないという制約がある。本来であれば、そのような制約は受益権の価値を減少させる要因であるはずだが、そのような「権利の価値に作用する要因としての制約」はないものとみなされ、収益受益権の評価は常に100となる⁸³⁾。元本受益権について、信託期間中は贈与税又は相続税の課税関係は生じないが、信託が終了し、元本受益者が信託の残余財

産の給付を受けることとなる場合には、相続税法第9条の2第4項の規定が適用されることになる(相続税法基本通達9の3-1注書参照)。上記の例では、委託者からAに、AからBに、BからCに信託財産の全部が遺贈されたものとみなされ課税される。相続税法9条の3については、主税局担当者をはじめ、研究者、実務家は以上のように解している(以下、「一般的解説」という。)⁸⁴⁾。

(2) 受益者連続型信託の特例の趣旨

前述のとおり、信託法91条は先順位の受益者の死亡によって当該受益権が消滅し、次順位の受益者は新たに委託者から受益権を取得すると構成している。しかし、相続税法では、先順位の受益者からの受益権の移転とみなして課税する仕組み(相続税法9条の2第2項以下参照)となっており、後継ぎ遺贈型受益者連続信託も当該規定の適用を受ける。これについては、相続税法の考え方から言えば、既に亡くなって相続の問題が終わった委託者の財産が、後(委託者以外の先順位受益者の死亡時)に委託者から移転するというのでは整理できないことから、一般の「他益信託から他益信託」への変更と同様に受益者間のみなし遺贈によって処理することとしたようである⁸⁵⁾。

さらに、相続税法9条の3の受益者連続型信託の特例の趣旨について、主税局担当者は次のように述べている。「受益者連続信託とは、いわゆる後継ぎ遺贈型信託のことであり、代表例としては、委託者Aの相続人である受益者B、C、Dが順番に受益権を取得する信託をいいます。この場合において、信託の受益権ではなく他の財産(100)を相続人B、C、Dが順番に相続したとすると、まずBは100の財産を相続し、その後CはBが費消しなかった50を相続し、最後にDはCが費消しなかった20を相続することになります。同様のことを信託法第91条に規定する信託により行うとすると受益者Bは一旦は100の受益権を取得しますが、その死亡とともに受益権は消滅してしまうことから受益者Bが取得した受益権の価額が

100 となるかが問題となります（受益者 C についても同様です）。相続税では、受益者 B が相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者 B が財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者 B、C が取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることから本特例が措置されました。これにより、上記の例で言えば、委託者 A から受益者 B に 50、受益者 C に 30、受益者 D に 20 の受益権をそれぞれ取得したものとして相続税が課されるのではなく、受益者 B が 100、受益者 C が 50、受益者 D が 20 の受益権を取得したものとして課税されることとなります。⁸⁶⁾

死亡によって受益権が消滅すると評価額が 0 になると思われるから、死亡という価値に作用する制約は付されていないものとする、及び単純に相続が繰り返される場合とのバランスを考慮し、同程度の負担を強いる課税とすることが相続税法 9 条の 3 の趣旨のようである。しかし、課税のすき間は作らない、すなわち租税回避や課税漏れを生じさせないことを狙った課税方式⁸⁷⁾ であるように思う。

第 4 章 後継ぎ遺贈型受益者連続信託課税の検討

第 1 節 現行信託税制の問題点を指摘する諸学説

従来から議論されていた後継ぎ遺贈型受益者連続信託の課税関係について、平成 19 年度改正相続税法は、「受益権の享受を制約する条項を、不確定期限と停止条件のいずれと理解するかについて、その理解の差異によって課税関係が異なるという事態をなくする」⁸⁸⁾ こととしたと捉えることもできよう。しかしながら、当該規定については、多くの問題点や批判が考えられるため、本節ではそれを指摘する。

(1) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託課税の問題点

収益受益者への過剰な課税

相続税法9条の3により、受益権が複層化された受益者連続型信託においては、収益受益者に対して、信託財産の全部を有しているものとみなして課税される。確かに、信託設定時においては未だ経済的利益が帰属していない後順位受益者や元本受益者には担税力はなく、そのような者に課税しないことに一定の理解はできる。また、「長期にわたって多数の受益者連続が約定された場合には課税関係を簡明化できるメリットは大きいにある」⁸⁹⁾とも考えられる。しかしながら、収益受益者が享受できる利益はあくまで収益部分であるにもかかわらず、収益受益者に何ら制限のない信託財産全部を有しているとみなして課税することの方がより問題である。収益受益者には担税力がなく、また、信託財産はその性質上、担保に付すことや物納にすることもできない。「極端に表現すれば、ないものをあるとみなして課税すると読め、取得者課税として理解し難い課税関係である。」⁹⁰⁾と言える。

相続税法9条の3の広範な適用範囲

相続税法9条の3でいう受益者連続型信託とは、信託法91条の信託及び信託法89条1項の信託に加えて、「その他これらの信託に類するものとして政令で定めるもの」である。この政令とは、相続税法施行令1条の8のことである。同1号では、「受益者等の死亡その他の事由によって、権利が消滅し、他の者が新たな信託の権利を取得するもの」、「順次他の者が権利を取得するもの」を、同2号では、「受益者等の死亡その他の事由によって、権利が消滅せずに移転するもの」を、同3号では、「これらの信託に類するもの」をそれぞれ、相続税法9条の3の信託とする旨を定めている。

3号について、何が「類する」のかということは、必ずしもここでは明らかになっていないが、相当に広い信託を対象としていることがわかる⁹¹⁾。佐藤英明教授は、適用の対象が広すぎると以下のとおり批判する。すなわ

ち、「新信託法は柔軟な信託の設定によって個人の資産、或いは遺産の管理に資するという重要なミッションにしていたと、私は理解しております。その理解に照らすと、このような税制は、新信託法の基本的な発想と大きく齟齬を来します。新信託法がわざわざ後継ぎ遺贈型の信託に道を開いたにもかかわらず、現行制度は税制をもってその道をふさぐに等しいのではないかと思います。仮に後継ぎ遺贈型受益者連続信託に租税回避の可能性があるとしてみても、ここまでの規定が必要であるかということには、疑問を抱かざるを得ないわけです。」⁹²⁾と述べている。

相続税額の2割加算等

委託者からの遺贈ではなく、受益者からの遺贈とみなす旨の相続税法の規定によれば、委託者とは親族関係にあるが、先順位受益者とは親族関係にないような者を受益者と定めて後継ぎ遺贈型受益者連続信託を設定した場合（例えば、第一次受益者が後妻、第二次受益者が先妻との子）、両者に養子縁組関係がなければ、後妻から完全な法定相続人外への遺贈ということになり、相続税額の2割加算（相続税法18条）の規定により税負担が増大してしまうことになる⁹³⁾。また、担税力のない第一次受益者の相続人は、第一次受益者が有していない受益権も相続税の課税対象とみなされ、累進税率が高くなり税額負担が増すとの指摘もある⁹⁴⁾。

受益権が複層化された受益者連続型信託と連続型以外の信託の相違

相続税法基本通達9-13には、受益者連続型以外の信託が合意等により終了した場合について定めており、同通達は受益者連続型信託を除外しているが、これは相続税法9条の3に特例が設けられ、課税対象財産が規定されているからであろう⁹⁵⁾。しかし、受益者連続型信託以外の信託の収益受益者には、当然ながら収益受益権の価額にしか課税されないのに対して、上述した受益者連続型信託の収益受益者に対する課税制度は、整合が取れているのであろうか。

また、相続税法上、受益権が複層化された受益者連続型信託（相基通9の3-1）と連続型以外の信託（相基通9-13）の違いが明確でないことも指

摘される。星田寛氏は、これらの解釈の明確化を望むとともに、連続型以外の信託に該当するための要件について検討されている⁹⁶⁾。

(2) 主税局担当者の解説に対する疑問⁹⁷⁾

受益者連続型信託課税の趣旨について主税局担当者は上記のとおり説明しているが(第3章第3節²⁾参照),その説明にも以下のとおり問題がある。

処分権限の有無

第一に、当該説明が示す事例の信託財産は、100の価額が順次の相続につれて減じていることから、金銭等、受益者に配分することで信託財産自体が減少するものを想定している。そして、それを世代順で行われる通常の相続の場合と比較し、同様の課税にしようとしている。ここで、主税局担当者は「相続税では、受益者Bが相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者Bが財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。」という理由をもって、信託受益権においても消滅リスクを加味しない価額で課税することで通常の相続とバランスがとれるという。確かに、通常の相続において、第一次相続人Bは相続財産100のうち50しか費消しなくても100を相続したものとして課税される。これは、Bが100ある相続財産を自由な意思で処分することができるのが前提であって、結果として50しか費消しなかったにすぎないのである。それに対して、受益者連続型信託においては、信託財産100のうち第一次受益者Bが得られる収益は予め決定されている場合がほとんどのはずである。なぜなら、第二次・第三次受益者に受益権が移行していくことが、受益者連続型信託の本旨であり第一次受益者Bで信託財産がなくなり、信託が終了することは予定されていないはずだからである⁹⁸⁾。さらに、信託財産が収益用不動産のような場合にそれは顕著に表れる。通常の相続の場合、相続によって取得した収益用不動産の運用によって得られる賃料収入等に加え、当該不動産を処分することも可能である。それに対して、収益用不動産を信託財産とし、収益受益権と元本受益権に複層化された受益者連続型信託

において、収益受益者は自分が生存している間の賃料収入等しか取得できない。にもかかわらず、収益用不動産全部を有しているものとみなして課税する、つまり「ないものをあるとみなして課税する」ことにはやはり疑問を抱かざるを得ないのである。

比較の対象

通常の（世代順の）相続と受益者連続型信託との比較において、収益受益者は処分権限を有していないことからその実態が異なることは、上述のとおりであるが、そもそも世代順の相続を比較の対象としていることにも問題がある。岡村忠生教授は、主税局担当者の解説について「世代順に相続が行われる場合との比較を行い、『同様の課税とするため』、元本全額への課税を正当としている。しかし、この論理では、比較対象を変えれば結論が変わる⁹⁹⁾と述べている。例えば、被相続人が世代を超えて財産の一部を遺贈した場合（おそらく、負担付遺贈や停止条件付遺贈によることを言っているのであろう。）には、相続税は節約されるのであり、そちらと比較するならば本課税制度は過剰ということになる。

星田寛氏もまた、「受益者連続型信託の課税制度の趣旨は、時を経て単純な相続が繰り返される場合（後継ぎ遺贈のひとつの解釈）との比較から、そのつど相続があったものとみなして課税するものである。このことから、単純な相続が続く場合との比較において納税負担は増えてはいない。しかしながら、従前から利用されている……停止条件付遺贈、その他の方法、場合に比べて異なる取扱いとなると解される。」¹⁰⁰⁾と述べている。

「かつて後継ぎ遺贈型信託の有効無効が議論されたのは、相続とは異なる経路で財産を移転することにより生じる遺留分侵害等の問題からであり、その前提は、後継ぎ遺贈型信託と世代順相続とが異なること¹⁰¹⁾であり、租税法が後継ぎ遺贈に注目した背後には、相続税スキップ（世代跳躍移転）の問題があった¹⁰²⁾。さらには、信託法による後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法的効果も、委託者から直接に受益権を取得するものとされ、受益者間で受益権が世代順に移転するものとは解されていない。これらの理

由から、世代跳躍移転にかかる相続税回避を防止すべきかどうかは別にして、「同様の課税とするため」の比較対象は、世代跳躍移転であると考えられる。

第2節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の活用事例

前章第1節でも述べたとおり、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の創設は、高齢化社会を迎え、高齢者が自分の財産を信託し、自分の老後や家族のために活用するという需要に応えることが念頭に置かれている。そこで本節では、活用が想定される2つの典型的なパターンを事例形式で示し¹⁰³⁾、上記の一般的解説に従った課税関係を概観する。

(1) 事例1

事例1

後妻との間に子のいない委託者Aは、後妻Bの生活保障のために財産を残したいが、Bの死亡後はその親・兄弟に相続させるよりも、先妻との間の子C(Bとの間に養子縁組関係はない)に財産を承継させたい。そこで、受託者との間で、委託者Aの唯一の財産である賃貸用不動産を信託財産とする遺言代用の信託を設定した。その内容は以下のとおりである。委託者A生存中はAを受益者(第一次受益者)として、賃貸用不動産から生じる賃料その他の収益から公租公課、保険料その他の必要経費等を控除し、残った純収益の全部を受益する権利をAが有する。A死亡後、後妻Bを受益者(第二次受益者)として同じく純収益全部を受益する権利をBが有する。B死亡後に信託は終了するものとし、前妻との間の子Cを残余財産受益者(第三次受益者)として信託財産たる当該不動産を取得する権利をCが有する。

一般的解説によるところの事例1の課税関係

本件信託は新信託法90条で新たに規定された、いわゆる「遺言代用信託」¹⁰⁴⁾である。類似の信託として遺言信託があるが、遺言信託が遺言に

よる死後処分としての信託設定であるのに対して、遺言代用信託は生前信託であり、生前に信託財産は受託者に移転するところに相違点がある¹⁰⁵⁾。なお、本件のように遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託を組み合わせることについては、「遺言信託だけでなく遺言代用信託を用いて、後継ぎ遺贈型に準ずる受益者連続の信託スキームを構築することも、その機能に違いが見られないことから否定する合理的根拠がない」¹⁰⁶⁾ため有効と解される。

さて、本件信託の課税関係¹⁰⁷⁾であるが、委託者兼第一次受益者A死亡時点において「受益者としての権利を現に有する者」は第二次受益者Bのみである。第三次受益者Cが受益者としての権利を「現に」有するに至るのは、B死亡時点である¹⁰⁸⁾。この点、Bは収益受益者であるが、本件信託は受益者連続型信託に該当することから相続税法9条の3の適用があり、Bは元本受益権も含めた信託財産の全部を遺贈により取得したものととして評価される。Cは元本受益者であるが、B死亡時にBの受益権にかかる権利を遺贈により取得したものとみなされる（相続税法9条の2第4項参照）ため、信託財産の全部を遺贈により取得したものととして課税される（ただし評価時期はB死亡時である）。BとCとの間に親族関係がないため、相続税額は2割加算される。

(2) 事 例 2

事例 2

Aには、妻Bと三人の子供がいる（長男C、長女D、次男E）。長男Cは知的障害者で、現在AとBの三人暮らしであり、AとBがCの面倒を見ている。長女Dは一昨年、夫を亡くし、亡夫との子であるFと二人暮らしであるが、A宅の近所に住んでおり、高齢であるAとBや、障害者Cの生活を見守ってくれている。一方、次男Eは未だに定職にも就かずに、これまで多額の資金援助をしたにもかかわらず、ふらふら遊びまわっている。Aの主な資産は一棟の賃貸用不動産のみであり、現在はその賃料収入のみ

で生活している。また、当該不動産の一室がAの住居となっている。AはBとCの生活保護を図ること、及び自分の死後もB、Cの面倒を見ると言っているDに当該不動産を最終的に承継させたいと考えている。そこで、以下のような遺言信託を設定することとした。妻Bを収益受益者(第一次受益者)とし、賃貸用不動産から生じる賃料その他の収益から公租公課、保険料その他の必要経費等を控除し、残った純収益の全部を受益する権利、及び当該不動産の一室を無償で使用する権利をBが有する。B死亡後は長男Cを収益受益者(第二次受益者)とし、妻Bと同様の権利をCが有する。C死亡によって信託は終了し、長女Dを残余財産受益者(第三次受益者)として、信託財産たる当該不動産を取得する権利をDが有する。(なお、Eの遺留分は考慮しないものとする)¹⁰⁹⁾。

一般的解説によるところの事例2の課税関係

本件信託は遺言信託であるため、Aの死亡によって初めて効力が発生する。効力発生時に、「受益者としての権利を現に有する者」は第一次受益者Bのみである。本件信託にも相続税法9条の3の適用があり、消滅リスクを加味しない価額で受益権を評価するため、Bは信託財産の全部をAから遺贈によって取得したものとみなされ課税される。Bの死亡でBの受益権は消滅し、Cが新たな受益権を取得することとなる。CはこのB死亡時に「受益者としての権利を現に有する者」となるが、相続税法上、Bから当該(信託財産そのものと評価される)受益権を遺贈によって取得したものとみなされ課税される。ただし、信託受益権の評価時期はB死亡時である。同様に、DはCの死亡時に残余財産受益権を「現に」有することとなり、信託財産の全部をCから遺贈により取得したものとみなされる。評価時期はC死亡時である。

第3節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託課税の解釈論的検討

(1) 岡正昌弁護士の見解

岡正昌弁護士によれば、上記事例1のような事案において以下のような

解釈も成り立ち得るとする。すなわち、「A死亡時点で、後妻Bと子Cの2人が、税法上も、受益者としての権利を『現に』有する者となる。後妻Bの受益権は本人生存中の純収益の引渡しを求める権利であり、子Cの受益権は不確定開始期限付きで期限到来後の完全所有権を取得する権利である。後妻B死亡時点で相続税法9条の2第4項（信託終了時のみなし規定）の適用があるが、同項は、BからCへのみなし権利移転の対象から、『当該信託の終了の直前においてその者（本件ではC）が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するもの』を除く旨を明記している。したがって、……信託終了前から、Cが受益者として期限付き権利を『現に』有していると解すれば、同項を適用しても、BからCへのみなし権利移転はないと解される。」¹¹⁰⁾と述べる。本事例のような場合には、相続税法9条の3第1項の受益者連続型信託に該当しないという。しかし、不確定期限付受益権であるか否かという理論的な割り切りではなく、当該不確定期限付受益権の資産性・権利性が強いと認められ、委託者の死亡時に委託者から直接不確定期限付受益権を取得したと認定できる場合（当事者もそのように認識している場合）にのみ、このような見解を適用すべきとしている¹¹¹⁾。

(2) 私見

私見と事例1への当てはめ

上記の岡弁護士の見解は、本稿第2章第3節(3)「小括と私見」で示した、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の実体私法上の法律構成に基づく旧相続税法下における課税手法を、現行相続税法でもそのように解釈できる場合があるとする示唆に富むものである。繰り返しになるが、私見は、本件信託の実体私法上の法律効果として、委託者以外の「人の死亡」は不確定期限であるが、委託者（本件では委託者兼受益者）の死亡前は信託の撤回が可能¹¹²⁾なため、権利が未確定な状態であり（なお、信託法90条において、遺言代用信託の受益者は、委託者死亡までは受益権を有しないと定められ

た), 委託者死亡時に受益者は受益権を確定的に取得することとなる。この点, 本件では委託者A死亡時において, Bが収益受益権を取得することは当然であるが, それと同時にCも不確定期限付きの残余財産受益権を確定的に取得すると考えている。

これに対しては次のような批判が考えられる。すなわち, 信託法91条によれば, 後継ぎ遺贈型受益者連続信託とは「受益者の死亡により, 当該受益者の有する受益権が消滅し, 他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託」であり, 第三次受益者は第二次受益者の死亡を契機として新たに受益権を取得することから, そもそも, 先順位受益者の死亡という始期が到来するまでは信託法上の受益者でもないのでは, と考えられるのである¹¹³⁾。

しかし, そもそも残余財産受益者については, 信託法182条に規定があり, 信託法上は受益者として扱われている¹¹⁴⁾。残余財産受益権の受益債権について不確定期限にかかっているだけであり, 受益債権を有していることには変わりがないのである。他方で, 当該受益者は, 信託財産や受託者等の行為に多大な利害関係を有していることは明らかであるから, 受益権確保権も有していると解するのが自然である。

この点, 本件のような事例において, 遺留分の算定に当たっては, B C いずれも, 委託者Aの死亡の時点(すなわち, CについてもBの死亡時点ではない)を基準として, 第二次受益者Bは, 自己の死亡を終期とする存続期間の不確定な受益権を, 第三次受益者Cも始期の不確定な受益権を取得したものととして, 各受益権の算定がなされるものと解されている¹¹⁵⁾。これは, A死亡時にCが残余財産受益権を取得することについての何らかの財産権としての期待権を有しているからに他ならない。滅殺請求を甘受する立場にあるにもかかわらず, 信託法上受益者でなく受益者としての権利を行使することができないと解するのは, あまりに均衡を失するのではないか。委託者A死亡後は撤回されるおそれがなく, 当該受益権を取得することが確定しており, 信託法上の受益者としての権利を有する。つまり

A死亡時に、B死亡を不確定期限とした残余財産受益権（不確定期限付受益債権と確定的受益債権確保権を有するものと解釈する）をCは確定的に取得すると考えるのが相当である。

さらに、本件信託が「受益権が複層化された」遺言信託であり、一定期間経過後に信託が終了して、元本が残余財産受益者に帰属するようなスキームとのバランスも考慮されるべきであろう。その場合の元本受益者（残余財産受益者）はやはり信託法上の受益者であり、遺言者死亡時に財産評価基本通達 202 によって、収益受益者・元本受益者それぞれに課税されるはずである。元本受益権が確定期限付か不確定期限付かの違いであって、受益することが確実であることは変わらないのに、課税関係が大きく異なることは公平と言えるのであろうか¹¹⁶⁾。

したがって、委託者兼第一次受益者A死亡時に、第二次受益者BはAから収益受益権を、第三次受益者Cも同じくAから不確定期限付元本受益権を私法上、同時に取得し、相続税法においてもそれぞれ「受益者としての権利を現に有する者」として課税されることとなる。CはAから遺贈により取得することになるため相続税額の2割加算はなく、A死亡時に課税されているので、信託終了時に相続税法9条の2第4項によって再び課税されることもない。つまり、本件信託は信託法91条の受益者連続型信託ではないため、相続税法9条の3は適用されず¹¹⁷⁾、受益権が複層化された受益者連続型信託以外の信託ということになる。

B、Cの受益権の評価は、現行評価実務である財産評価基本通達 202 によることになるだろうが、Cが実際に信託元本たる不動産を取得できるのは、Bが死亡して信託が終了した時になるところ、A死亡時に現実に受益がないCに課税してよいのかとの批判があり得る。この批判は信託税制の構造上の大前提たる、「信託設定（行為）時課税か現実受益時課税か」の議論であり、その批判を行うのだとしたら、大前提の議論から検討していく必要があるように思う。現行相続税法においては、信託設定（行為）時課税の原則の下、Cが残余財産受益者としての権利を「現に」有しているか否

かの問題であり、本件においてCは上記の理由から、「現に」有していると解しているのである。ただし、Cの納税資金を確保するために実務上、信託行為によって何らかの定めを設けておくことは要請されるであろう¹¹⁸⁾。

では、受益権が複層化された受益者連続型信託と受益者連続型信託以外の信託との線引きをいかに解するか。以下、事例2を用いて検討する。

私見と事例2への当てはめ

における私見の構成を事例2においても適用できるとし、遺言信託の効力が発生するA死亡時に妻Bとともに、不確定期限付の受益権を有するC、Dも「受益者としての権利を現に有する者」と解釈できるか。しかし、現行法においてはその解釈は不可能であろう。

まず、信託法上、CはB死亡後にBが有していた内容と同種・同類の収益受益権を新たに取得するのであって、信託の効力発生時たるA死亡時に、受益者B、Cが「同時的」に併存するわけではなく、あくまで「連続的」に存在するのである。先順位受益者Bが死亡した時に、はじめてCは受益権を取得して信託法上の受益者となると解する他ないであろう。一方、A死亡時に不確定期限付の残余財産受益者となるDについては、その時点で信託法上も受益者であると解することはと同じ理由で可能であるように思う。ただし、事例1との違いは不確定期限の始期の到来についてBが死亡し、さらにCも死亡した時という2つの段階を経る点である。Aが死亡してから相当の期間経過後であると想定されることから、相続税法上、「残余財産受益者であっても信託が終了し、残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうかかわからないような場合」(第3章第2節⁽²⁾参照)に該当し、受益者として「現に」権利を有するとまでは言えないおそれがあることに留意が必要であろう。

また、相続税法上、A死亡時点においてBは収益受益権を、Dは不確定期限付の元本受益権を取得したものとして課税することも不可能である。収益受益者Bの死亡によりCが新たに受益権を取得するため、受益者連続型信託に該当し、相続税法9条の3が適用されるからである。仮に、相続

税法9条の3が受益権の評価に関する規定であって、A死亡時にDも不確定期限付の残余財産受益権を「現に」有する者と解することができたとしても、収益受益権が100として評価され、この時点で元本受益権に課税はされないのである。

(3) 小 括

以上のように、事例1は受益権が複層化された受益者連続型信託以外の信託と解釈することが可能に思われるが、事例2は現行相続税法の下では、相続税法9条の3によって、信託財産の全部がAからB、BからC、CからDへと順次遺贈されたものとみなして課税される。ここに、私見による解釈論の限界が見られるのであるが、受益権が複層化された受益者連続型信託と、連続型信託以外の信託の線引きを行っておくこととする。

(2)でも述べたとおり、事例2においては、受益者B、Cが「同時的」ではなく「連続的」に存在する点がポイントである¹¹⁹⁾。事例1のように、全ての受益者が同時に併存することが可能であり、後の連続が予定されていないと認定できれば、信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続信託には該当しないと解することができるわけである。具体的には以下の要件を全て満たす必要があると考える。

他益信託の受益者が信託法上の受益者であることが確定した時点（遺言信託の場合は信託の効力発生時・遺言代用信託である場合は撤回不能になる時、つまり委託者（兼受益者）の死亡時）において、将来受益する権利の内容が確定している。

上記における確定時に、それぞれの受益権を個別に評価することができる。

委託者（兼受益者）の死亡以後、収益受益者及び元本受益者はそれぞれ一代かぎりであり、信託終了時まで変更されないことがない。

信託終了時において、元本受益者ないし残余財産受益者が元本相当部分以外の残余財産を受益することがない。

なお、繰り返しになるが、信託法91条の受益者連続型信託ではなくても、信託法89条1項や相続税法施行令1条の8各号の類型に該当すれば、相続税法9条の3が適用されることに留意しなければならない。さらに、前述のとおり本稿では元本受益者については残余財産受益者のことを指すものとしているが(第3章第3節(1)参照)、信託法上、残余財産受益者と帰属権利者は明確に区別されており、帰属権利者は残余財産受益者とは異なり、信託の終了前は受益者としての権利を有さず、信託の終了後にはじめて受益者としての権利を有することになると解されている(信託法183条6項参照)¹²⁰⁾。したがって、元本受益者が帰属権利者であると認定されれば、上記の結論が変わる可能性があることにも併せて留意が必要である。

第4節 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法的趣旨を 活かした信託税制

本節では、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法的趣旨を活かしたあるべき信託税制について若干の提言を行う。ただし、信託の課税制度を構築することは、信託設定(行為)時課税又は現実受益時課税の議論にはじまり、他の信託類型との関係性等、信託税制全体に及ぶ大問題であり、受益者連続型信託課税の検討だけをもって安易に立法提言を行うことはできない。したがって、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の課税制度について、今後の改正作業の際に留意すべき事項についての提言にとどまることをご了承願いたい。

さて、本章第1節(2)でも述べたとおり、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の課税制度は、同様の実体私法上の法的効果があるとされる世代跳躍移転(特に負担付遺贈)との比較をもって決定されるべきである。例えば、事例2においてAがDに対して、Bの生涯にわたって賃貸用不動産の家賃収益等を交付すること、及びB死亡後はCの生涯にわたって当該収益等を交付することを負担として当該不動産を遺贈することによっても、Aの目的・経済的效果は達成できると考えられる。その場合の課税関係は、相続

税法基本通達 11の 2-7 によるが（詳細は第 1 章第 2 節⁽¹⁾ を参照），1 回の相続税のみが課されることになるであろう¹²¹⁾。

それに対して，後継ぎ遺贈型受益者連続信託によった場合は，一般的な解説によれば A から B，B から C，C から D へと 3 回の相続税が課されるのである。この税制は負担付遺贈による場合と比較して不利なものであり，信託スキームを活用することの大きな弊害となっていることを再度主張したい。したがって，後継ぎ遺贈型受益者連続信託については，相続税法 9 条の 3 の適用対象から除外し，負担付遺贈の課税方法を参考に，個別に対応する立法措置を検討すべきであると考ええる。

お わ り に

本稿では，民法における「後継ぎ遺贈」，旧信託法における「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」，及びそれらに関連する税制について再検討した。その上で，「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」に関する現行信託法及び相続税法の解釈によって，遺言代用信託と受益者連続型信託を組み合わせた典型的なスキームについて，適切な課税関係を導くことができるとの結論に至った。具体的には，受益権が複層化された信託であっても，それが「同時的」に存在し，かつ後の連続が予定されていないスキームであれば，それは信託法 91 条の「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」ではなく，相続税法 9 条の 3 の受益者連続型信託でもないという解釈が可能なのである。

しかし，そうした解釈には限界があり，現行相続税法の下では「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を相続税法 9 条の 3 の適用から除外した上で，新たな課税制度についての立法的措置がなければ，今後，実務において当該信託が活発に利用されることは難しいものと思われる。実務上利用されることがなければ，課税上の紛争が生じることもなく，また，税制を見直すべきという議論が行われることもないかもしれない。せっかく信託法改正により導入した信託制度がそのまま店晒しにされ，税制についても現行の

ままという悪循環を招くことになってしまう。

新たな課税制度の導入が立法により検討される折に、信託制度が租税回避に用いられることは絶対に避けなければならないが、租税回避の防止ばかりを意識すれば、実務上の利用はいつまでたっても促進されないであろう。また、類似の経済的効果を有する世代跳躍移転と比較して、あまりにも納税負担が重すぎると、課税の中立性も欠くことになる上に制度自体の利用の障害になることも、再度指摘しておきたい。

なお、本研究は多種多様な利用形態が考えられる信託のうち、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の資産税課税のみに焦点をあてて論じたものであり、他類型の信託や所得税法等の他の関連法令との関係性についての検討は十分に行うことができなかった。それについては、別の機会を設けて再度検討しなければならないと考えている。

今後、本稿で述べたような諸問題が解決され、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を利用したいという実務的ニーズに応えられるような信託税制になることを期待して結びとしたいと思う。

- 1) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法[補訂版]』(商事法務, 2008年) 258頁, 新井誠『信託法』(有斐閣, 第3版, 2008年) 89頁。
- 2) 社団法人信託協会「平成23年度税制改正に関する要望」 <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news220623.html> (最終閲覧日: 2011年1月21日) では、「受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象から除外すること。」を要望している。
- 3) 近時の後継ぎ遺贈を有効と解する説には、稲垣明博「いわゆる「後継ぎ遺贈」の効力」判タ622号(1988年) 40頁, 同「「後継ぎ遺贈」と遺言の解釈」白鵬法学8号(1997年) 369頁, 米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」タートンヌマン3号(1999年) 1頁, 同「信託による後継ぎ遺贈の可能性 受益者連続の解釈論的根拠づけ」ジュリ1162号(1999年) 87頁, 福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判タ1247号(2007年) 92頁等。
無効,あるいは消極的に解する説には,久貴忠彦「後継ぎ遺贈の可否」判タ688号(1989年) 376頁, 中川善之助・泉久雄『相続法』(有斐閣, 第4版, 2000年) 577頁, 大村敦志『「後継ぎ遺贈」論の可能性』道垣内弘人ほか『信託取引と民法法理』(有斐閣, 2003年) 217頁等がある。
- 4) 米倉・前掲注(3) 8頁。

受益者連続信託における資産税課税の検討（橋本）

- 5) 七戸克彦「後継ぎ遺贈の目的および法律構成について 後継ぎ遺贈型受益者連続信託との「使い分け」に向けて」司法書士論叢107号（2009年）163頁。
- 6) 米倉・前掲注(3) 8頁参照。
- 7) 米倉・前掲注(3)20頁以下。
- 8) 七戸・前掲注(5)200頁。
- 9) 新井・前掲注(1)89頁。
- 10) 最判昭和58年3月18日判時1075号115頁。
- 11) 福岡高判昭和55年6月26日家月36巻3号154頁。
- 12) 七戸・前掲注(5)193頁では、の類型について「Yに対する終期付遺贈+Xらに対する始期付遺贈」、の類型については「Yに対する処分制限付の終期付遺贈+Xらへの始期付遺贈」と構成している。
- 13) 占部裕典「信託による後継ぎ遺贈の課税関係 民法, 信託法, 相続税法の視点から」総合税制研究9号（2001年）28頁参照。
- 14) 七戸・前掲注(5)193頁。
- 15) 稲垣・前掲注(3)43頁, 福井・前掲注(3)92頁等。
- 16) 久貴・前掲注(3)377頁。
- 17) 米倉・前掲注(3)参照。
- 18) 泉久雄「遺言書中の特定の条項の解釈」ジュリ815号（1983年）92頁。
- 19) 七戸・前掲注(5)193頁。
- 20) 香取稔「条件・期限・負担付の遺贈についての相続税課税上の問題～後継ぎ遺贈を中心として～」税大論叢28号（1997年）307頁, 水野忠恒「後継ぎ遺贈の効力と課税関係」税務事例研究51号（1999年）69頁, 占部・前掲注(13)22頁, 占部裕典・大屋貴裕「後継ぎ遺贈と信託課税」三木義一ほか編『[租税]判例分析ファイル 相続税・消費税編』（税務経理協会, 2006年）71頁。
- 21) 占部・前掲注(13)28頁によれば, 第一次受遺者Yへの負担といいながら死亡にともなう負担であるので正確にはYの相続人の負担ということになり, 負担付遺贈と解することはできないとする見解があり得る。その場合の課税関係は, 単純に遺贈としてYに相続税を課すことになるとされる。
- 22) これは, Yの死亡を不確定期限と解した場合の取扱いである。他方, Yの死亡を条件とし, Yの負担の履行がYの死亡という条件成就にかかわる場合には, 異なる取扱いとなる（相基通9-11参照）。
- 23) 香取・前掲注(20)323頁参照。
- 24) 香取・前掲注(20)326頁によれば, 停止期限でなされた始期付遺贈であっても同様の結論になるとする。
- 25) 松崎為久「財産管理・承継制度における信託の新しい活用法と税務上の課題～受益者連続信託の租税法的視点からの分析～」税研126号（2006年）97頁。
- 26) 相続税額の2割加算制度の趣旨については, 加藤千博編『平成22年版相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会, 2010年）310頁を参照。
- 27) 渋谷雅弘「資産移転課税（遺産税, 相続税, 贈与税）と資産評価 アメリカ連邦遺産

贈与税上の株式評価を素材として「1」法学協会雑誌110巻9号(1993年)1364頁以下によれば、米国の世代跳躍移転税は、直接の世代越えと信託を介する移転の両者に課せられるという。

- 28) 占部・前掲注(13)42頁。
- 29) 寺本・前掲注(1)258頁参照。
- 30) 米倉・前掲注(3)87頁参照。
- 31) 新井・前掲注(1)89頁以下。
- 32) 以下、米倉・前掲注(3)87頁以下を参照する。
- 33) 米倉・前掲注(3)90頁。
- 34) 米倉・前掲注(3)96頁。
- 35) 詳細は、川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢57号(2008年)299頁以下を参照。
- 36) 川口・前掲注(35)312頁。
- 37) 松井静郎「改正相続税法の解説」税務協会雑誌4巻5号(1947年)参照。
- 38) 川口・前掲注(35)322頁。
- 39) 佐藤英明「信託と税制 若干の立法的提言」ジュリ1164号(1999年)46頁。
- 40) 岡正昌「いわゆる後継ぎ遺贈型の信託と課税関係」税務事例研究94号(2006年)67頁。
- 41) 寺本・前掲注(1)253頁以下。
- 42) 川口・前掲注(35)354頁参照。
- 43) 財産評価基本通達202の変遷や問題点については、山田熙「信託受益権の評価」税理43巻10号(2000年)103頁以下を参照。
- 44) 川口・前掲注(35)372頁。
- 45) 佐藤・前掲注(39)46頁以下。なお、学説上は上記のような理由から、信託設定(行為)時課税に対する否定的な意見も少なくない。例えば、小林一夫「信託税制の問題点について」信託91号(1972年)118頁では、信託設定後、信託財産の交付まで相当の期間のある信託があり得ることや、撤回可能信託においては、信託設定時における受益者の地位は極めて不安定であり、現実の受益とは隔絶していることから、信託に係る受益権をすべて信託の設定の時に課税することは不相当である、と批判する。しかし、同論文では、撤回不可能信託については、信託設定時課税を適用すべきとしている点は注目される。
また、撤回可能と撤回不可能信託に区分した課税制度を構築すべきであるとの意見も見受けられる。例えば、星田寛「日本版パーソナル・トラストを実現させるための課題と提案」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』(日本評論社,2000年)125頁以下参照。
- 46) 佐藤・前掲注(39)47頁は、受益権の評価手法について、「まず、合理的な範囲で統計的な推計を用いる手法が確立される必要がある(たとえば、受益者の死亡によって終了する信託の存続期間はその者の統計上の平均余命とするなど)」と提言するとともに、「一旦設定時の事情を基礎として課税を行うとしても、信託行為に定められた条件の成就等によって財産状況が変動した場合に、特別な更正の請求等で対応する制度が必要とされる」と述べている。

受益者連続信託における資産税課税の検討（橋本）

- 47) 首藤重幸「新信託法と贈与税・相続税」税務事例研究98号（2007年）62頁参照。
- 48) 詳細については、占部・前掲注(13)32頁以下を参照。
- 49) 占部・前掲注(13)30頁以下を参照。
- 50) 米倉・前掲注(3)88頁以下。
- 51) 寺本・前掲注(1)256頁。
- 52) 占部・前掲注(13)38頁。
- 53) 占部・前掲注(13)37頁参照。
- 54) 岡・前掲注(40)77頁以下では、この見解を主張されている。
- 55) 占部・前掲注(13)38頁では、条文の上からは（文理解釈上）、本件のような事例において、旧相続税法4条2項本文でいう委託者Aの「死亡」と同様に、受益者Yの「死亡」を停止条件とみて、4条2項4号を適用することには無理があるとす。
- 56) 占部・前掲注(13)38頁以下を参照。
- 57) 松尾弘・益子良一編『民法と税法の接点 基本法から見直す租税実務 [新訂]』（ぎょうせい、2007年）3頁では、「租税実務において、ある特定の税法の解釈やその適用の是非が問題になる場面では、課税の前提となる財産権の帰属や移転の原則を定めている一般法たる民法に立ち戻って考えなければならないことが少なくない」、「実際、裁判例では、民法と税法との関係が問題となる場面で『基本法たる民法』という用語がしばしば用いられる。これは、税法上の問題を『原理に立ち返って考える』ことの必要性を象徴的に表現している」とされている。
- 58) 岡・前掲注(40)77頁。
- 59) 加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判タ61巻19号（2010年）19頁。
- 60) 中田裕康「わが国における信託法制の発展と改革」税研132号（2007年）17頁。
- 61) 新井誠監、鈴木正具・大串淳子編『コンメンタール信託法』（ぎょうせい、2008年）294頁。
なお、本稿ではこの場合におけるAを「第一次受益者」と表記している。
- 62) 後継ぎ遺贈型受益者連続信託立案の経緯については、福井・前掲注(3)96頁以下が詳しい。
- 63) 寺本・前掲注(1)259頁。
- 64) 寺本・前掲注(1)261頁。
- 65) 法務省「法制審議会信託法部会第28回会議事録」<http://www.moj.go.jp/shing1/shingi/2.060112-1.html>（最終閲覧日：2011年1月21日）参照。
- 66) 新井・前掲注(61)295頁参照。後継ぎ遺贈型受益者連続信託と遺留分制度との関係については、加藤・前掲注(59)18頁以下が詳しい。
- 67) 寺本・前掲注(1)260頁。新井・前掲注(1)487頁では、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託では第1受益者が死亡すれば第2受益者が受益権を取得することとなるが、その際は、第1受益者から第2受益者への相続とはならない点に留意を要する。」とある。
- 68) 相続税法9条の2以下については、川口・前掲注(35)363頁以下で、詳細に検討されている。
- 69) 相続税法9条の2では「適正な対価を負担せずに」ということが、各項にその都度明記

されているが、これはおそらく負担をしていなければ、相続・贈与税の問題ではなく、所得税の問題になるということを念頭に置いた整理だと思われる。佐藤英明「19年改正の概観と受益者等課税信託について」租税研究731号(2010年)154頁。

- 70) 川口・前掲注(35)376頁は、「相続税法第9条の2第1項は、従来の信託課税の規定と同じく、基本的に撤回不能信託を前提として課税関係を整理し、その内容に変更があった場合には、その時に新たな受益者等となった者に対して課税するという考え方である、といってもよいのではないだろうか」と述べる。
- 71) 例えば、受託者の権限違反行為の取消権(信託法27条1,2項)や受託者の法令・信託違反行為の差止請求権(信託法44条)等を併せたものをいう。
- 72) 加藤・前掲注(26)200頁。
- 73) 加藤・前掲注(26)211頁。
- 74) 佐藤・前掲注(69)155頁では、「信託の収益を委託者の孫全員で等分する」という信託スキームを例示し、「税額修正の手続きを含めて非常に煩瑣な、場合によっては実行不可能な状況を作り出す可能性があった」と述べている。
- 75) 佐藤・前掲注(69)155頁。
- 76) 川口・前掲注(35)408頁。
- 77) 川口・前掲注(35)370頁。
- 78) なお、新信託法には、他益信託から他益信託という形態で受益者が連続する信託として、特に民法でいう後継ぎ遺贈に対応する信託、すなわち受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託(信託法91条)と、委託者が受益者を変更する権利を有する定めのある信託(同法89条1項)の二つの形態があり、改正相続税法は、両者をあわせて「受益者連続型信託」と定義している(相続税法9条の3)。また、同9条の3では、「その他これらの信託に類するものとして政令で定めるもの」も適用の対象に加えている。
- 79) 川口・前掲注(35)387頁。
- 80) 松田淳「相続税法等の改正」『(平成19年度版)改正税法のすべて』(大蔵財務協会,2007年)478頁参照。
- 81) 能見善久『現代信託法』(有斐閣,2004年)90頁以下では、受益権が複層化された信託について、「信託設定に際して、それぞれの受益者にどのような内容の受益権を与えたかが問題となる。そして収益受益権と元本受益権に分けた場合には、具体的に何を収益とし、何を元本としたのかも問題となる。たとえば、受益者Aに収益の全部を与えるのか、収益の中から一定額を与えるのか。収益がその一定額に足りなかった場合に、元本を売却して不足額を捻出するのか。」あるいは、収益受益者に支給されなかった収益は信託財産として蓄積されることになるが、それは元本受益者に帰属するのかといった疑問が述べられている。
- 82) 佐藤・前掲注(69)159頁。
- 83) 以上のような考え方を受けて相続税法基本通達9の3-1は、「受益権が複層化された受益者連続型信託」の場合、収益受益権を当該信託財産の全部の価額で評価し、元本受益権は0評価する旨を定めた。岡正昌「民事信託と新しい信託税制」税務事例研究100号(2007

年）49頁参照。

- 84) 主税局担当者の解説として、松田・前掲注(80)469頁以下等，研究者の解説として、首藤・前掲注(47)55頁以下等，実務家の解説として、野島喜一郎「受益者連続型信託の創設～その仕組みと相続税課税」税理50巻6号（2007年）38頁以下，菅野真美「信託税制の整備」税務弘報55巻8号（2007年）67頁以下等がある。
- 85) 小原昇「平成19年度税制改正について」信託231号（2007年）93頁参照。
- 86) 松田・前掲注(80)477頁以下。
- 87) 川口・前掲注(35)409頁。なお、佐藤・前掲注(69)160頁によれば、本特例規定の目的について2つの考え方があるという。「一つは従来からこの連続型の受益権というのは、評価がきわめて困難であると言われてきました。そこで、それに対する技術的な割り切りを行ったのだという考え方です。二つ目の考え方は、このような連続受益型の信託は何らかの租税回避なのだと考え、それへの租税回避対処規定だと考える立場です。わたしは、現行の規定は、前者の色彩を帯びつつ、後者に強く傾斜しているものと考えています。」
- 88) 首藤・前掲注(47)67頁。
- 89) 岡・前掲注(83)41頁。
- 90) 星田寛「いわゆる福祉型信託のすすめ 家族のための信託」新井誠編『新信託法の基礎と運用』（日本評論社，2007年）189頁。
- 91) 佐藤・前掲注(69)159頁。
- 92) 佐藤・前掲注(69)160頁。
- 93) この点を危惧する指摘として、金子宏ほか「特別座談会 信託法制と信託税制の改革」税研133号（2007年）8頁（岡正昌発言），奥村真吾『これならわかる新信託法と税務』（清文社，2007年）126頁，星田・前掲注(90)189頁，野島・前掲注(84)44頁等がある。
- 94) 星田寛「福祉型，生活・管理のための信託の活用」新井誠監，鈴木正具・大串淳子編『コンメンタール信託法』（ぎょうせい，2008年）772頁参照。
- 95) 川口・前掲注(35)410頁参照。
- 96) 星田寛「福祉型信託，目的信託の代替方法との税制の比較検討」信託232号（2007年）55頁を参照。
- 97) 川口・前掲注(35)391頁以下，岡村忠生「不完全移転と課税（序章）」法学論叢164巻1号（2009年）156頁以下を参照する。
- 98) 同上。
- 99) 岡村・前掲注(97)157頁。
- 100) 星田・前掲注(96)52頁。なお，星田氏は，同54頁以下において，信託の利益を享受しない他の代替方法として，負担付遺贈との比較検討をされている。
- 101) 岡村・前掲注(97)157頁。
- 102) 首藤・前掲注(47)71頁。
- 103) 事例の設定に際しては，岡・前掲注(83)33頁以下，東京弁護士会法律研究部（遺言信託研究部）「民事信託の活用 遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託の検討」法律実務研究25号（2010年）233頁以下を，大いに参考にさせていただいた。
- 104) 寺本・前掲注(1)256頁によれば，遺言代用信託とは「典型的には，委託者となる者がそ

の財産を信託して、委託者生存中の受益者を委託者自身とし、委託者死亡後の受益者を委託者の配偶者や子などと定めることによって、自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現しようとするものであり、生前行為によって自己の死亡後における財産の分配を図るという点において、死因贈与と類似する機能を有するものといえる」とする。

- 105) 遺言代用信託と遺言信託の相違点については、川口・前掲注(35)274頁、星田・前掲注(90)176頁以下等を参照。
- 106) 星田寛「遺言代用信託」金融・商事判例1261号(2007年)180頁。
- 107) 以下、岡・前掲注(83)48頁以下参照。
- 108) あるいは、相続税法9条の3は受益権の評価に関する規定であって、「現に」有しているとしても、A死亡時点では課税関係は生じないとも考えられるようにも思うがどうであろうか。
- 109) 東京弁護士会法律研究部(遺言信託研究部)・前掲注(103)によれば、信託法上、遺留分算定(民法1029条2項参照)について、鑑定人がどのように評価するのかは、明確な基準が定められておらず、減殺請求の相手方等についても規定がない。したがって、本件不動産の信託譲渡、もしくは信託受益権についても遺留分減殺請求の対象とされる可能性があり、「スキーム自体が根底から崩れ、遺言者が本件信託に託した意図が実現できない可能性がある。」とする。したがって、実務上は信託その他の行為によって、本件Eへの配慮が要請されるであろう。

この点について、星田寛「財産承継のための信託(受益者連続信託)の検討」能見善久編『信託の実務と理論』(有斐閣,2009年)51頁は、「当面の実務においては、生前の贈与を含めた全財産についてヒアリングしたうえで仮定的ではあるが遺留分の基本的な算定を行い、減殺される場合の対応について検討し受託するかの審査をする必要がある。」と述べている。

- 110) 岡・前掲注(83)49頁以下。
- 111) 岡・前掲注(83)50頁以下。
- 112) 遺言代用信託では、契約の効力はすでに生じているが、受益者の指定・変更権について信託法89条に定める一般規定にかかわらず、委託者は、死亡後受益者の変更権を留保する旨を契約に定めていなくても、別段の定めがない限り、死亡後受益者を変更する権利を有する(信託法90条1項)。
- 113) 受益権の取得時期を定める信託法88条は、信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は当然に受益権を取得すると規定しているが、同ただし書では、別段の定めがあるときは、その定めるところによるとする。この別段の定め例について、寺本・前掲注(1)251頁以下では、「受益権の取得について条件や期限を付する旨の定め等があり得る」とし、「『委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託』(信託法90条)および『受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託』(信託法91条)は、この定めがある信託の特殊な例を法定したものと位置付けることができる」としている。

この点、星田・前掲注(109)50頁においては、「遺言代用信託の死亡後受益者および受益者連続信託の受益者は、前受益者の死亡という始期の到来までは何らの受益権を有してい

ないことが明確である。」という論調である。

- 114) 寺本・前掲注(1)381頁では、信託法182条の「残余財産受益者」について、「受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、通常の受益者と異なるところはなく、信託の終了前から受益者としての権利を有する者である」と説明されている。
- 115) 寺本・前掲注(1)260頁以下、新井・前掲注(61)295頁参照。なお、法制審議会信託法部会第28回会議事録・前掲注(65)によれば、「後継ぎ遺贈型の信託において、遺留分を潜脱することができないことにつきましては、当部会において異論のないところであると思われる。そして、この場合の法律構成といたしましては、……すべての連続受益者との関係で委託者が死亡した時点において、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定がなされることになるものと考えているところでございます」とある。
- 116) なお、星田・前掲注(96)56頁は、収益受益者が死亡することによって信託が終了するような信託についても、「受益者連続型信託以外の信託」と解釈できる場合には、従来からある財産評価基本通達202によって受益権の価額が算定され、相続税法9条の2が適用されると解される余地がある、とする。
- 117) なお、Bの受益権が消滅してCが新たな受益権を取得するわけではなく、受益権がBからCに移転するわけでもないから、相続税法施行令1条の8第1号、2号には該当しない。同3号の「これらの信託に類するもの」が何を指しているのかは皆目見当がつかないし、このような定め方は、予測可能性を害していると言わざるを得ない。
- 118) 岡・前掲注(83)79頁では、信託行為の中に「受託者は、Aの死亡により、B又はCに課される相続税納税資金を捻出する目的の場合に限り、その目的の範囲内で信託財産の一部を売却できるものとする。受託者は、B及びCの事前同意を得た上で、資産の一部を売却し、売却代金をB又はCに遅滞なく交付する」等の定めを設けることは可能であるとする。
- 119) 能見・前掲注(81)186頁によれば、「複数受益者は、時間的にみて、同時に存在する場合と、連続的に存在する場合がある」という。同時的な複数受益者として「受益権を収益受益権と元本受益権とに分けた場合」があるとし、これに対して、「受益者生存中は、もっぱらAのみが信託利益を享受し、A死亡後に信託財産が残っている場合には、Bが信託の利益を享受するという内容の信託が設定された」場合のBは、同時的ではなく、連続受益者であるという。両者の区別は観念的には明確であるが、具体的な信託がどちらの趣旨で設定されたのかは明確でないことも多いであろうから、信託設定者の意思、信託契約の解釈によることになる、としている。
- 120) 寺本・前掲注(1)382頁参照。なお、旧信託法62条の定める「信託行為二定メタル信託財産ノ帰属権利者」については、信託の終了事由の発生前においても受益者としての権利の行使が認められるとする見解と、認められないとする見解とが存在していた。新井・前掲注(61)477頁参照。
- 121) DのCに対する負担額が「当該遺贈のあった時において確実に認められる金額」（相基通11の2-7参照）にあたるのか、及び負担額の評価が困難であるという問題は生じる。